

島根県子どものセーフティネット推進計画
[ダイジェスト版]

気づき、支え、未来へつなぐ

子どものセーフティネット

平成27年3月

島 根 県

「子どものセーフティネット」とは

「セーフティネット」とは「安全網」を意味し、もともとは、高所で作業する人が転落する場合などに備えて張る網を指す言葉です。

ここから転じて、生活上の困難（病気、解雇、生計中心者の死亡など）が生じて、安心して生活を続けられるための制度などを指す言葉としても用いられています。

「セーフティネット」には、社会保険、雇用保険のようにすべての人を対象とするものや、生活保護やひとり親家庭向け施策のようにそれぞれの事情に対応するものがあります。

こうした制度や仕組みが幾重にも張られていることで、人は困窮に陥ることなく日常生活を送ることができ、万が一、困難に直面したときも、社会の力を借りながら生活を再建することができます。

いま、子どもの貧困やその連鎖の解決が、大きな課題になっています。

子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにしていく点で、「子どものセーフティネット」を作り上げていくことといえます。

この計画は、困難やリスクに直面している子どもに気づき、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつなぐための「子どものセーフティネット」を広げていくことを目指して作成しました。

目 次

| | |
|------------------------|----|
| はじめに | 2 |
| この計画における「子どもの貧困対策」 | 3 |
| 第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 | 4 |
| 第1 島根県の状況 | 4 |
| 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 | 5 |
| まとめ | 5 |
| 第2章 島根県における子どもの貧困対策 | 6 |
| 第1 基本方針 | 6 |
| 第2 施策体系 | 7 |
| 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備 | 7 |
| 2 子どもの安心と成長の環境づく | 8 |
| 3 保護者等に対する支援 | 9 |
| 4 対策推進のための体制整備 | 11 |
| コラム | 12 |

はじめに

平成 25 年 6 月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が成立し、政府は、平成 26 年 8 月、「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」（以下「大綱」という。）を決定しました。

この背景として、わが国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しく、また生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体として低い水準になっていることが挙げられます。

平成 25 年度国民生活基礎調査（厚生労働省）では、2012 年のわが国の子どもの貧困率は 16.3%と過去最高を更新しており、「子どもの 6 分の 1 が貧困状態にある」として、社会の関心も高まっています。

子どもの貧困は、子どもが持っている資質や能力の十分な発揮を妨げ、ひいては将来の社会にも大きな損失をもたらすものであり、国や地方公共団体をはじめ、社会全体で取り組まなければならない課題です。

こうしたことから、法律には、基本理念、国および地方公共団体の責務、都道府県計画の策定に関する規定が設けられています。

こうした法の趣旨に鑑み、県は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、法律第 9 条に基づく法定計画として、本計画を策定します。

策定に当たっては、民間有識者等を構成員とする「島根県子どもの貧困対策計画策定委員会」を設置し、現場で子どもの貧困に向かいあっている委員の方々の意見を踏まえて、子どもの貧困対策を進める上での課題を整理し、対策の基本方針、施策体系をとりまとめました。

貧困の背景には、しばしば「地域からの孤立」があると言われています。しかし、島根県においては、人と人との温かいつながりが残されています。こうした「島根の強み」を活かして、だれしものが持つ「子どもに対する優しさ」を大切に、子どもたちへの関心を高めていくことで、「子どもの貧困」の克服が可能と考えます。

なお、大綱が当面 5 年間の政府が取り組むべき重点施策を中心に策定されていることを踏まえ、この県計画についても、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画期間とします。

【解説】 この計画における「子どもの貧困対策」

この計画は、法律第9条に基づく「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」として作成するため、「子どもの貧困対策」の範囲を明確にする必要がある。

法律や大綱は、計画で定めるべき対策の範囲を規定しておらず、各都道府県の判断に委ねられているところであるが、大綱に掲げられた「当面の重点施策」を見ると、現在の困窮状態に直接働きかける対策（金銭給付、児童福祉施設・里親など）以外にも、経済的困窮状態の有無を問わない対策まで、幅広く取り上げられているところである。

そこで、大綱を勘案し、この計画における「子どもの貧困対策」の範囲を次のとおりとする。

- 1 貧困の状態にある子どもの現状に直接働きかける対策（生活保護、児童扶養手当といった経済的給付、児童福祉施設・里親などの社会的養護など）
- 2 将来の貧困につながる特定の課題を軽減する対策（就学支援、就労支援、ニート・不登校等の子どもに対する支援など）
- 3 すべての人を対象とし、社会全体として子どもの貧困を予防する効果のある対策（教育全般、奨学金、保育など）
- 4 上記の対策を推進するための体制整備

さらに、市町村や民間団体等の活動についても、県の関わりを明記した上で言及することとする。

第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題

第1 島根県の状況

生活保護や就学援助など経済的支援を受けている子どもや、ひとり親家庭の子どもの数が増えており、「子どもの貧困」の拡大が認められます。

1 経済的な困難を有する子どもの状況

(1) 生活保護を受けている子ども

19歳以下の者の被保護者数を、リーマンショック前年の平成19年と平成25年で対比すると、482人から817人と70%近く増加しています。

被保護者に占める19歳以下の者の割合も、11.1%から13.4%へ2ポイント以上上昇しています。

島根県の19歳以下人口に占める被保護者の割合は、平成19年と平成25年を対比すると、3.51%（千分率）から6.57%へ3ポイント以上上昇しています。

(2) 就学援助等を受けている子ども

就学援助を受けた児童生徒の数を、リーマンショック前年の平成19年と直近の平成25年とで対比すると、「要保護」が262人から405人に、「準要保護」では6,172人から7,601人に増え、合計では6,434人から8,006人へと約24%の増加となっています。

就学援助を受けた児童生徒の割合（就学援助率）を見ると、要保護と準要保護の合計で、10.65%から14.59%へと、約4ポイントの上昇を示しています。

(3) 社会的養護を必要とする子ども

児童養護施設入所、里親委託など、社会的養護を必要とする子どもは、施設退所後、保護者からの援助なしで自活をはじめると、厳しい状況に置かれることも多く、施設退所後の就学、就職も視野に入れた支援が必要とされています。

子どもの数は、施設の定員等に左右されるため、全体的な貧困の状態を推しはかる尺度とはしにくいですが、平成19年度の児童数は235人、平成25年度では254人となっています。

(4) ひとり親家庭の子ども

島根県のひとり親家庭の世帯数は、平成12年の5,979世帯が、平成25年には9,069世帯と1.5倍に増加しています。

収入の状況を見ると、母子世帯の母の年間就労収入は100～150万円未満の世帯が最も多く、全体の6割以上を200万円未満が占めています。父子世帯では、600万円以上が1割強ある一方で、最も多いのは200～250万円未満の世帯であり、必ずしも高所得であるとは言えない状況です。

ひとり親家庭においては、収入の担い手と子育てが一人の大人に集中するため、経済的にも精神面でもその負担は大きく、経済的支援や、子育て支援、就業支援など、必要な支援も多岐にわたります。

第2 子どもと保護者を支援する上での課題

「島根県子どもの貧困対策計画策定委員会」では、子どもの貧困対策を進める上で、次の点が大きな課題として指摘されました。

1 問題の発見・介入の難しさ

子どもについて気掛かりな状況があっても、家庭で生じている問題を正確に把握することは困難です。なんらかの課題がうかがわれる場合でも、どこまで関わるべきかについて、支援する側にも迷いや悩みがあります。

家庭の事情が判明したとしても、生活困窮の原因は単純ではなく、複数の問題が複雑にからまりあっており、特定の機関だけでは対応できない場合が少なくありません。

行政に積極的な調査や介入の権限がない場合、どのように課題を把握し、適切な支援につなぐのかが大きな課題です。

2 保護者等への支援の必要性

子どもの貧困は、保護者やその他の世帯員の複合的課題と結びついています。

経済的困難は保護者等にとって大きな悩みや不安となり、それが子どもの情緒に影響を及ぼすことも考えられます。相談相手がなく、周囲から孤立している保護者に適切に接することで、子どもの心身の安定や成長につながる事例が見られます。

保護者自身、自らの生活を律する意欲に乏しい事例や、家計のやりくりが未熟な事例も見られます。支援制度の利用手続きを取るにあたって、手助けが必要な事例も少なくありません。

3 関係者間の連携、施策の周知の強化

問題が複合化した場合は、単一の支援機関や制度では限界があり、制度を横断し関係機関が連携を取って対応する必要があります。

子どもの貧困に関する制度は現在でも多数ありますが、周知不足などで制度利用に至らない事例をなくし、個々の困窮世帯の状況に応じ、多方面にわたる制度をうまく組み合わせ提供することが必要です。

ま と め

○県内では、生活保護や就学援助など経済的支援を受けている子どもや、ひとり親家庭の子ども数が増えており、「子どもの貧困」の拡大が認められます。

○「子どもの貧困対策」を進めていくためには、「問題の発見・介入の難しさ」「保護者等への支援」「関係者間の連携、施策の周知の強化」などの課題に対処していく必要があります。

第2章 島根県における子どもの貧困対策

第1 基本方針

島根県における子どもの貧困対策は、次の基本方針によることとします。

1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備

子どもの貧困状態に気づき、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者等への適切な保護や支援につなぐため、教育、福祉、雇用など部門を超えた連携体制の構築を進めます。

2 子どもの安心と成長の環境づくり

子どもに対しては、現在の不安や困難を取り除くとともに、将来に向かって能力や意欲を伸ばし、希望を持って進路を選択できるような支援を行います。

3 保護者等に対する支援

保護者等に対しては、家庭が子どもにとって真に安心できるものとなるよう、保護者等が、直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるような支援を行います。

4 対策推進のための体制整備

県や市町村が緊密に連携し、子どもの貧困対策を着実に推進するための体制を整備します。

この4つを基本方針とし、必要な施策を進めることにより、困難やリスクに直面している子どもに気づき、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつなぐための「子どものセーフティネット」を広げていくことを目指します。

**気づき、支え、未来へつなぐ
子どものセーフティネット**

第2 施策体系

1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備

(1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見

生活困窮者は、真に困窮しているほどSOSを発しにくいと言われており、早期に困窮状態を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図ることが求められています。

このため、福祉をはじめとする行政の各部門や、教育機関など、子どもを取り巻く関係者が、「子どもの貧困対策」の視点を持って、早期発見につなげていきます。

- ア 行政の各部門における発見
- イ 学校、幼稚園、保育所等における発見
- ウ 発見後の対応

(2) 問題の共有と役割分担の決定

複合的な課題を抱える事案については、関係機関による協議の場を設定し、情報の共有を通じて同一の認識を持ち、それぞれの機関の機能や権限、責任を踏まえて役割分担しながら支援を行うことにより、よりよい支援が可能となります。

支援を行うに当たっては、対象となる家庭の課題を適切に分析した上で、子どもに対する支援と保護者等に対する支援を一体として行っていく必要があるため、法律上の根拠を有する協議会等を活用し、関係機関が連携した支援を進めます。

- ア 要保護児童対策地域協議会
- イ 生活困窮者自立相談支援機関

(3) 発見から連携へつなぐ体制の強化

貧困状態にある子どもの課題を早期発見し、確実な支援につないでいけるよう、県内の支援体制の充実・強化を図るため、県、市町村で構成する「島根県子どものセーフティネット推進協議会（仮称）」を設置し、次の活動を行います。

- ア 各市町村における支援体制や対策の実施状況の把握
- イ 発見・連携の充実・強化に係る検討及び普及
- ウ 県内の取り組み、先進的事例等についての情報共有
- エ 県民理解の促進、施策の周知に関する活動

2 子どもの安心と成長の環境づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの安全で安心な居場所を確保し、就学、進路に係る支援体制を整備します。

(1) 安心の確保

子どもに対しては、緊急性に応じて心身の安全の確保や生活の場を提供するとともに、本来の資質を伸ばし成長していけるよう、安心して楽しい居場所が確保されるよう努めます。

- ア 社会的養護等の適切な利用と体制の整備
- イ 保育等の確保
- ウ 地域の力を生かした居場所づくり
- エ 食育活動の推進
- オ 子どもの心理的ケア

(2) 学びの支援

子どもが家庭の経済状況に左右されず現在の学業を継続でき、またさまざまな学習支援が受けられるようにします。

- ア 就学に伴う経済的負担の軽減
- イ 学校教育による学力保障
- ウ 地域等における学習支援
- エ 学校における就学継続のための支援

(3) 進学・就労等の支援

子どもが、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、情報提供、経済的支援、アフターケア等を行います。

- ア 奨学金等の情報提供
- イ 進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援
- ウ ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援
- エ 若年者向けの就労支援
- オ 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援

3 保護者等に対する支援

子どもの貧困の背景には、保護者やその他の世帯員の複合的な課題があります。保護者等への支援は、子どもへの支援と同等に重要であるとの認識をもって取り組みます。

(1) 経済的困窮に対する支援

就労や生活の支援を有効に行っていく上では、家計が安定していることが重要です。

世帯の収入に各種の経済的給付を加えて基礎的な収支を安定させるとともに、緊急時や一時的な出費には福祉的貸付を活用するなど、制度を有効に組み合わせます。

なお、浪費の抑制や計画的な出費など当事者の自己管理も重要であり、後述の生活支援と連携し、保護者本人の意欲やスキルを高めることなどに留意します。

- ア 生活保護
- イ 児童扶養手当
- ウ 福祉的貸付
- エ 保育料の軽減や医療費の助成

(2) 生活の支援

生活困窮状態にある保護者等の生活を再建していく上では、経済的支援や、職業的自立の支援以外にも、生活のさまざまな場面での支援が必要となります。

その際、自己肯定感や自尊感情の低下などの可能性があることに留意し、保護者本人の意欲や思いを尊重しながら、自ら直面する困難を解決できるよう援助していきます。

- ア 生活困窮者自立支援法による生活支援、家計相談支援
- イ ひとり親家庭への生活支援
- ウ 子育てに関する悩みの相談
- エ 保護者や大人の学習機会の充実
- オ 母子生活支援施設

(3) 就労の支援

保護者等に対しては、必要な収入を確保できるよう、能力や適性に応じた就労支援を行います。

- ア 福祉部門における就労支援
- イ 保育等の確保

(4) 保護者としての役割を果たすための支援

保護者は、家庭の運営や、子どもとの関わりなど、それぞれの家庭で求められる役割を果たす上で、悩みや難しさを抱えている場合があります。支援を行うに当たっては、これらの悩み等に応じ、保護者としての役割を自ら果たしていけるよう、助言・指導等

を行う必要があります。

4 対策推進のための体制整備

(1) 推進のための組織体制

ア 計画の実施状況を評価し、推進上の課題について協議するため、民間有識者等で構成する「島根県子どものセーフティネット推進委員会（仮称）」を設置します。

イ 全県的な支援体制の充実・強化を図るため、県、市町村等で構成する「島根県子どものセーフティネット推進協議会（仮称）」を設置します。

ウ 計画の実施上必要な調整を行うため、関係部局で構成する「庁内連絡会」を設置します。

(2) 施策推進状況の管理

施策の推進状況については、島根県子どものセーフティネット推進委員会（仮称）に対して、定期的に報告します。

(3) 施策推進に当たって把握する統計指標等

次の統計指標を継続的に把握し、施策推進上の参考とします。

ア 「生活保護を受給している子ども」、「就学援助を受けている子ども」の数

イ 大綱に示された「指標」のうち、県において保有するデータ

施策推進に当たって把握する統計指標等

1 「子どもの貧困率」に代わる指標

- (1) 生活保護を受給している子どもの数と比率
- (2) 就学援助の対象となる児童・生徒の数と比率（高等学校就学支援金を含む）

2 「子供の貧困対策に関する大綱」の指標（島根県が把握できるもの）

- (1) 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
- (2) 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率
- (3) 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
- (4) 生活保護世帯に属する子供の就職率（中学校卒業後）
- (5) 生活保護世帯に属する子供の就職率（高等学校卒業後）
- (6) 児童養護施設の子供の進学率（中学校卒業後）
- (7) 児童養護施設の子供の就職率（中学校卒業後）
- (8) 児童養護施設の子供の進学率（高等学校卒業後）
- (9) 児童養護施設の子供の就職率（高等学校卒業後）
- (10) ひとり親世帯の子供の就園率
- (11) スクールソーシャルワーカーの配置人数
- (12) スクールカウンセラーを配置する小学校の割合（小学校）
- (13) スクールカウンセラーを配置する中学校の割合（中学校）
- (14) 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合
- (15) 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合
- (16) ひとり親世帯の親の就業率（母子世帯）
- (17) ひとり親世帯の親の就業率（父子世帯）

大綱では、25の指標が掲げられており、その中には、子どもの貧困対策を考える上で重要な「子どもの貧困率」なども含まれている。

しかし、現在、上記の17以外の指標は、都道府県別の数値を把握することができない。

そこで、島根県においては、当面、「子どもの貧困率」に代わるものとして、「生活保護」「就学援助」に関するデータを指標として選定し、継続的に把握していくこととする。

【コラム】

地方自治体は、日々、住民の生活と向かいあって業務をしています。

「子どもの貧困対策」についても、実際に生じるさまざまな事例に対処しなければなりません。

このコラムでは、架空の事例について、ある自治体における対応の過程を追いながら、子どもの貧困対策の一つの形を描いていきます。

その1：気づき（1）

町立のX中学。2年生の担任は、クラスのA子のことが気がかりだった。ひとり親家庭のA子は、2学期の後半から週に1～2日ずつ欠席するようになり、12月中旬の三者面談では、約束の日に本人も保護者も現れなかったからである。

電話や自宅訪問をしても母親M子と会えない状態が3学期になっても続いている。A子は「母親は忙しく、じぶんが家事をしている。家の経済状況が悪く、進学は考えていない。就職先はこれから考える」と言う。

A子の衣服や髪は十分整容されておらず、ネグレクト（養育放棄）も心配される。

そんなある日、学校を訪問してきた主任児童委員が、学年主任にA子のようすを尋ねた。

実は、A子の妹で、保育所に通うB子も最近欠席がちであった。また、A子の兄のC男は昨年高校を中退しており、仕事についていない。

ネグレクトの疑いがあるが、子どもや保護者について情報を総合する必要がある。教育委員会や町の児童福祉担当者と相談した上、この家庭に関わる関係者が情報交換するため、要保護児童対策地域協議会（要対協）で、協議することとなった。

この家庭に、自治体はどのように関わっていけばいいのでしょうか？

その2：気づき（2）

児童福祉担当、生活保護担当、保健師、スクールソーシャルワーカー、主任保育士、民生委員が情報交換をした結果、世帯員それぞれについて、次の事柄が判明した。

●M子〔保護者〕（43）

3年前に夫と離婚し、地元に戻ってアパート住まいをしている。

近くに住む母の介護をしており、就労が短時間かつ細切れになる。そのため収入が低いようだ。児童扶養手当は受けている。

一時期「うつ」で受診していたが最近は不明。仕事は午後から夜にかけて、レジ打ちや、弁当工場などの掛け持ち。

生活保護の相談に来たことがあるが、貯金が多少残っており、直ちに保護には至らない。そのほか、自宅にはゴミを大量に溜めているらしい。

●C男〔長男〕（17）

高校になじめず1年生で中退するが未就業。家でゲームをしたり、国道沿いのスーパーで時間を潰したりしている。非行は特にない。中退後の状況を把握する「連絡調整員」が時おり訪問し、ようすを把握している。

●A子〔長女〕（14）

中学2年。家庭の経済状況や学力低下から、あきらめのような感情を見せる。このままではさらに学校から離れていくことが心配される。

●B子〔次女〕（5）

保育所通所。他の子どもをよく叩いたりしており、母親はそのことでかなり悩んでいる。A子と同じ時期から欠席が増えている。

●A子の祖母（別世帯）（72）

膝が悪く身体介護を要する。要介護認定やサービス利用をしていない。他人による介護を好まないことに加え、本人負担を気にしているようだ。

ネグレクトはまだ深刻ではないようだが、このままでは家庭が行き詰まることが懸念される。保護者は、周囲と打ち解けにくい性格。母子・父子自立支援員、民生委員が定期的に声を掛けるなどして見守っている段階である。

その後、協議会では、母親と関わるための糸口をどうするかが話し合われた。

まだ、母親の抱えている問題の全容はわかりません。

その3：気づきから、支えへ

はじめに、役場の保健師と民生委員が、祖母の家を訪問することにした。M子は、午前と夕方、祖母の介護をしており、その時間に合わせるためである。

介護のアドバイスをしながら「M子さんも子どもが多く、介護と仕事の両立は大変でしょう」とねぎらい「困ったことはないですか」と尋ねると、母親は断片的に、悩みを話しはじめた。

●離婚前、夫のため自分名義で借金をしており、その返済が大変。電気代を滞納し、何度か送電を止められそうになっている

●A子が欠席する日は、自分の代わりに家事をしてもらう。B子の世話もしてもらう

●家ではC男と言い争いばかりで、ついA子やB子も強く叱る。B子が保育所で騒ぎを起こすのはそのためではないか

●仕事の掛け持ちでへとへとである。不眠で苦しいが、病院に行く時間もない

●役場、ライフライン、医療費など滞納多数。中学校の集金もためており、担任に会いたくない

表情やしぐさから、経済的苦しさが重圧となっているように窺われた。

「負債や滞納、そのほか生活上の困りごとを相談できるところがある」と説明したところ、関心を示したので、民生委員が同伴して、「生活困窮者自立相談支援機関」（この町では、社会福祉協議会に設置）へ行くことにした。

自立相談支援機関の職員は、面接で、さらに問題の所在を掘り下げた。

○収支の状況はかなり悪い。食品や日用品の購入にも事欠く状況。この先数か月で生活が立ち行かなくなる。

○児童扶養手当は、ほぼ全額が借金の返済に充てられている。アパートの家賃も高額だが、引っ越し費用がない。

○祖母の介護のため、就労時間が細切れになり、収入不足や心身の疲弊を招いている

○うつ傾向があるM子にはきわめてつらい状況であり、それが家事や養育の不十分さ、ひいては子どもの不安定さにつながっている可能性がある。

○M子なりに子どもたちの将来を心配しているが、具体的な行動は起こしていない。A子についても「不憫だ」と嘆くが、進学への道筋を考えているわけでもない。

家賃だけでなく、ムダな支出も色々あるようだ。

○M子だけでは現状の打開が困難であり、手続き面でも助けが必要。

さて、どのような支援が可能なのでしょうか？

その4：支援のはじまり

自立相談支援機関の調整会議では、母親M子の経済的困窮と精神的行き詰まりを和らげないと、子どもの問題が改善しないと判断された。

家計チェックの結果、借金や家賃負担を軽減し、各種減免制度を活用、その上でフルタイム就労できれば、収支バランスが回復できることが分かり、本人もその方向での解決を望んだ。

まず、介護の負担を軽減するため、母親に介護保険サービスを導入することとした。地域包括支援センターへ連絡をとり、母親への説明と説得の上、要介護認定を開始。低所得者に対する利用者負担軽減を行っている事業者を選び、デイサービスとホームヘルプがはじまると、M子の身体的・時間的負担は大きく軽減した。

負債については、法テラスへ相談を行った。過去の返済状況をみると、利息過払い金を取り戻せる可能性があることから、弁護士に依頼し「任意整理」を進めることとした。任意整理がはじまると、貸金業者からM子への直接の督促が止った。（弁護士費用は当面「民事法律扶助制度」でまかなう）

また、町役場の徴収事務担当者が集まり、税・国保料・水道料・給食費・町立病院などすべての滞納を表にし、本人の申請で軽減できるものは軽減、その他のものは数年かけて分割納付する計画を作成した。

また、この計画を果たしていくため、「家計相談支援事業」（生活困窮者自立支援法）を受けることを助言すると、M子は了解した。

負債整理と滞納の分納が動き出すと、M子は落ち着きを取り戻し、受診を再開した。

さらに、家賃負担を軽減するため、家賃の低い町営住宅へ転居することとした。入居に必要な敷金・礼金は、母子父子寡婦福祉資金で借り入れることとした。問題となるのは大量のゴミであるが、町社協の独自事業を活用し、ボランティアと清掃業者の協力でアパートの清掃はわずか1日で終了した。

汚れた衣服や布団は処分し、社協が声かけして集めた古着や中古の布団、電化製品が提供された。また、民生委員の声かけで、近所の有志が軽トラック2台を用意し、タンス運びなども手伝ってくれたため、引っ越し費用はガソリン代だけでした。

経済環境と心理的重圧が大きく改善され、また民生委員や周囲の人が力を貸してくれたこともあって、M子の体調は見違えるように回復した。

その5：未来へつなぐ

4月になった。

母子・父子自立支援員は、M子の生活時間に余裕ができたことを見計らい、「B子を連れて地域子育て支援センターへ行ってみては」と勧めた。センターでは、子育てに関する相談や、親子の交流の場、遊びの場の提供、また、子育てサークルの活動なども行われている。

相談をすることでM子は子育ての悩みが和らいだ。B子も、母親と遊んだり甘えたりする時間がたっぷりとれ、安定を取り戻してきた。

保育所でも、M子が送り迎えに来るときに、悩みを聞いたり、B子のようすを報告したりした。親の前でよい行動をほめられ、B子はとてもうれしそうにした。

こうしたことが功を奏し、M子とB子の関係はさらに良好になっていった。

引っ越しを機に、近くの男性が長男C男のことを気にしてくれるようになった。C男が小学生の時、子ども神楽で笛を吹いた経験があると知り、男性は、地元神楽団の練習に誘ってくれた。さまざまな職業を持つ団員たちは、仕事の話や若い頃の体験を話してくれた。

あるとき、農家の年配の男性が、次の田植えを手伝ってくれないかとC男に頼み、これがきっかけで、C男は地域美化活動で頼りにされるなど、活動の場を持つようになった。

夏前、C男と関わりを持っていた連絡調整員は、地域若者サポートステーションへ行くことを持ちかけてみた。C男は、サポートステーションで、仕事探しをはじめてみることにした。働きながら、来春に通信制高校へ入学したい、とM子に話したのは、8月になってからのことである。

引っ越しに前後して、M子は、フルタイムでの就労をはじめていた。自動車を持たないM子のために、母子・父子自立支援員とハローワークが、近くの働き先を見つけたが、これは体調管理の上でも良いことで、無理なく家事と仕事をこなすことができていた。

秋になり「任意整理」が終結を向かえ、約100万円の過払い金が返ってくることになった。M子は、家計相談支援員と相談し、一部を滞納の繰り上げ支払いに回し、残りを子どもたちの教育費用として貯蓄しておくことにした。

秋も深まった頃、三者面談に現れたA子とM子は、担任に志望校を告げた。担任からは、A子の学習の遅れを少しでも取り戻すため、放課後の補習に取り組むことを勧められた。また、地域における学習支援活動（教員OBや学生ボランティアの協力）に関する情報も得ることができた。進学費用は、母子父子寡婦福祉資金でまかなう。A子は、将来地元で保育の仕事をしたいと希望を語った。M子は「来春には、子どもが三人とも入学で大変です」と笑った。

面談が終わると、ふたりは保育所でB子を迎え、近くの氏神さんに向かった。今夜は秋祭りの神楽があり、そこでC男が笛を吹くことになっていたからである。

計画策定の経過

- ・平成 25 年 6 月 26 日 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」成立
- ・平成 26 年 8 月 29 日 「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定
- ・平成 26 年 11 月 13 日 「島根県子どもの貧困対策計画策定委員会」第 1 回
- ・平成 27 年 1 月 30 日 第 2 回委員会
- ・平成 27 年 2 月 20 日～3 月 19 日 パブリックコメント
- ・平成 27 年 3 月 26 日 第 3 回委員会

島根県子どもの貧困対策計画策定委員会委員名簿

| 氏名 | 団体名等 |
|--------------|-----------------------------|
| 高橋 憲二 (委員長) | 学校法人 広瀬学園 島根総合福祉専門学校 理事長 |
| 福井 均子 | 島根県保育協議会 松江市保育研究会副会長 |
| 山口 千暁 | 島根県国公立幼稚園長会 幹事 |
| 岩井三知恵 | 島根県小学校長会 副会長 |
| 山崎 潤 | 島根県中学校長会 副会長 |
| 小林 邦彦 | 島根県公立高等学校長協会 会長 |
| 塩冶 静雄 | 島根県私立高等学校長会 会長 |
| 岡 笑子 | 島根県特別支援学校長会 副会長 |
| 加納美代子 | スクールソーシャルワーカー |
| 田原喜世子 | 島根県民生児童委員協議会 副会長 |
| 荻 保子 | 島根県母子寡婦福祉連合会 会長 |
| 山崎 幸史 | 島根県相談支援専門員協会 副会長 |
| 福間 良治 | 島根県児童養護施設協議会 会長 |
| 落合 慧 | 島根県里親会 会長 |
| 足立 卓久 (副委員長) | 島根県社会福祉士会 会長 |
| 清水佳恵美 | 大田市健康福祉部 社会福祉課長 |
| 細貝 芳弘 | 邑南町教育委員会 学校教育課長 |
| 吉野 明彦 | 島根労働局 職業安定部長 |

(敬称略)